

西東京市立田無第二中学校 P T A 会則

第1章 名称と事務所

第1条 この会は田無第二中学校P T Aと称し、事務所を田無第二中学校内におく。

第2章 目的と活動

第2条 この会は中学校教育の向上発展のために父母と教師が互いに協力し、家庭と学校と社会における生徒の健康で幸福な成長を図ることを目的とし、教育環境の改善につとめ、次の活動を行なう。

1. 家庭と学校の協力によって生徒の生活向上をはかる。
2. 会員相互の理解と研修に関する活動
3. その他必要と認められた事項

第3章 方針

第3条 この会は自主独立の団体であって、特定の政党、宗教にかたよることなく、営利を目的とする活動は行なわない。また、他のいかなる団体、機関の干渉をもうけない。

第4条 この会は学校運営ならびに学校人事に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 田無第二中学校に在籍する生徒の父母またはこれにかわる保護者
2. 田無第二中学校の教職員

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第7条 会員は会費を納める。

第5章 役 員

第8条 この会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名 (うち学校側1名)
3. 庶務 5名 (うち学校側2名)
4. 会計 3名

第 9 条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 庶務は会務を処理する。
4. 会計は会計事務を処理する。

第 10 条 役員の選出は、別に定める第 11 章により行う。

第 11 条 役員の任期は 1 年とし、再選を妨げない。ただし連続二期を越えて同じ役職にあることはできない。

第 12 条 役員に欠員が生じた場合は、別に定める細則によって補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 総 会

第 13 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。総会は定期総会、臨時総会である。会議の議決は出席者もしくは、書面議決の承認の過半数による。

1. 定期総会

毎年、年度初めに開き、定足数は委任状を含めて全会員の 3 分の 1 とする。

審議事項は次のとおりとする。

- (1) 活動経過報告
- (2) 決算報告及び承認
- (3) 役員と会計監査の選出、承認
- (4) 活動計画の承認
- (5) 予算の承認
- (6) 会則の改正
- (7) その他この会の活動に関する事項

2. 臨時総会

つぎの場合に開くことができる。定足数は定期総会に準ずる。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき
- (2) 会員の 3 分の 1 以上が細則に定める手続きに従って要求したとき

第 7 章 運営委員会

第 14 条 運営委員会は役員、各学年正副委員長、広報正副委員長、校外正副委員長、役員選出管理正副委員長によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

毎月 1 回開き、次の事項を協議する。

1. 総会に提出する報告書の作成、議案の審議、作成
2. 総会で承認された活動計画及び予算の執行
3. 各委員会の活動計画の審議、実行状況報告ならびに各委員会間の連絡調整
4. 緊急問題の処理
5. 役員補充についての承認
6. 付則・細則の改廃
7. その他この会の運営上必要な事項

第8章 学級・学年委員会

第15条 学級・学年委員会は、学級集会、各学年集会、その他の活動をとおして会員相互の研修につとめ親睦をはかる。

1. 各学級は学年当初において学級委員 2 名を選出し、学級委員と担任教師によって学級委員会を構成する。学級委員会は学級集会を運営し、学級活動を行なう。
2. 学年委員会は学級より選出された学級委員と、各学年担当教師によって構成し、学年集会を運営し、学年活動を行なう。
3. 各学年委員会は、学年ごとに学級委員の互選によって委員長 1 名、副委員長 2 名(うち学校側 1 名)を選出する。正副委員長は運営委員会に出席する。

第9章 広報委員会

第16条 この会の広報誌を編集発行し、会員相互の意見の発表と交換に努める。委員会の構成と委員長の選出は次のとおりとする。

1. 広報委員会は各学級ごとに選出された広報委員 2 名と所属する教職員をもって構成する。
2. 広報委員の互選によって委員長 1 名、副委員長 3 名(うち学校側 1 名)を選出する。正副委員長は運営委員会に出席する。

第10章 校外委員会

第17条 生徒の校外生活の指導を行ない、地域社会の教育環境の向上をはかる。委員会の構成と委員長の選出は次のとおりとする。

1. 校外委員会は 1 学年、2 学年の学級ごとに選出された校外委員 2 名と所属する教職員をもって構成する。
2. 校外委員の互選によって委員長 1 名、副委員長 3 名(うち学校側 1 名)を選出する。正副委員長は運営委員会に出席する。

第11章 役員選出管理委員会

第18条 役員選出管理委員会は次期役員、会計監査の候補者の選出業務の管理を行なうことを目的とする。

1. 役員選出管理委員会は、末子を持つ3学年の会員より8名～10名、学校側より1名にて構成される。
2. 役員選出管理委員会は、全会員に立候補届出書・委任状・役員経験履歴確認書を配布し、集計する。
3. 役員選出管理委員会は委員長1名、副委員長2名（うち学校側1名）を選出する。委員は運営委員会に出席する。
4. 19年度以降の役員経験者（会長、副会長、庶務、会計）に永久拒否権をつける。但し、立候補を妨げるものではない。
5. PTA役員（保護者）の選出は、1・2年会員からの立候補、及びクラスより選出された候補予定者について、役員選出管理委員会の管理の下に定期総会で承認される。
6. 立候補及びクラスより選出された、役員候補予定者が参会し、互選により役員候補者を決定し、全会員に報告する。決定された事項について、定期総会の選出・承認まで管理し、総会出席者の承認を得る。

第12章 経 理

第19条 この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第20条 会費は原則年額2,000円とする。

第21条 この会の予算は総会において承認され、その決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受ける。

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第13章 会 計 監 査

第23条 この会の経理を監査するため、会計監査3名をおき、うち学校側1名とする。監査2名の選出は役員に準ずる。

第24条 この会の監査は定期監査と臨時監査とする。定期監査は9月及び決算後とする。必要に応じて臨時監査を行なうことができる。

第25条 監査の結果は総会において報告する。

第26条 監査は必要に応じて運営委員会で報告する。

第27条 監査の任期は1年とし、再選はできない。

第14章 会則の改正

第28条 この会則の改廃は総会の議決による。改廃の必要が生じたときは、改正案を総会の1週間前までに全会員に知らせなければならない。

付 則

第1条 特別委員会

1. 予算委員会は運営委員で構成する。
2. 上記以外に総会または運営委員会が必要と認めたときは、目的に応じて特別委員会をおくことができる。委員会の構成及び設置期間等については、その都度決める。

第2条 細則の改廃

この会の運営に必要な細則は、この会の会則に反しないかぎりにおいて、運営委員会の議決を経て決める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合、その結果をすみやかに全会員に知らせ、次期総会に報告する。

第3条 校長は、この会の各会合に出席して意見を述べることができる。

第4条 本会則は昭和44年4月1日より施行する。

第5条 この会則及び付則は平成29年4月1日より施行する。

第6条 本会則は令和4年5月19日より施行する。

第7条 本会則及び付則は令和5年5月19日より施行する。

細 則

西東京市立田無第二中学校PTA

1. 会 費

- (1) 会員の家庭状況により、会費を減免することができる。
- (2) 会員の転入については会費をその月から納入し、転出にあたっては、申し出により返金する。
- (3) 会費の年額は、社会状況により変更できるものとする。

2. 役員及び会計監査

- (1) 役員及び会計監査は、他の役員、委員を兼任することはできない。
- (2) 役員及び会計監査の欠員補充は次のとおりとする。
 - ア. 会長は副会長（父母）が昇格する。
 - イ. 副会長、庶務、会計と会計監査は運営委員会の発議にもとづき承認をうける。
 - ウ. 役員及び会計監査の補充が行なわれたときは、全会員に通知する。
 - エ. 役員のうち、学校側をもって任ずる副会長、庶務、会計の選出は、学校側に一任する。
 - オ. 会則第11条（任期）は、学校側には適用しない。

(3) 役員は、市内公立小中学校の役員を兼任することはできない。

3. 臨時総会

会員が臨時総会の開催を要求するときは、次の書類を会長に提出する。

- (1) 臨時総会開催を必要とする理由及び議案を記した文書
- (2) 代表者を頭書した署名簿

4. 校外委員会

校外委員会は、地域の交流をはかるため、青少年育成会に校外委員若干名を参加させる。

付 則

この細則は昭和55年11月15日より施行する。

この細則は平成2年5月19日より施行する。

この細則は令和5年5月19日より施行する。

慶 弔 規 定

西東京市立田無第二中学校PTA

会員ならびに生徒の慶弔を下記のとおり定める。

種 別	対 象	会 員	生 徒
	死 亡 (本人・配偶者)		5,000円

上記各項を原則とするが、状況に応じて別に協議の上、定めることができる。

付 則

1. この規定は昭和44年4月1日より施行する。
2. この慶弔規定は昭和55年11月15日より施行する。
3. この慶弔規定は平成30年5月10日より施行する。

田無第二中学校PTA組織図

